

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の一部改正  
について

○情報通信行政・郵政行政審議会議事規則（平成二十年九月二十九日 情報通信行政・郵政行政審議会決定）  
 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
	第一条～第十二条 「略」
	附則 第一条・第二条 「略」
	附則 平成十六年八月三日 郵政行政審議会決定第三号 この決定は、平成十六年八月三日から施行する。
	附則 平成十九年七月三十日 郵政行政審議会決定第四号 この決定は、平成十九年十月一日から施行する。
	附則 平成二〇年九月二十九日 情報通信行政・郵政行政審議会決定第一号 この決定は、平成二十年九月二十九日から施行する。
	附則 平成二十三年六月二十九日 情報通信行政・郵政行政審議会決定第二号 この決定は、平成二十三年六月三十日から施行する。
	附則 平成三十年八月二十四日 情報通信行政・郵政行政審議会決定第二号

附則

令和六年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会決定第 号

この決定は、令和六年四月一日から施行する。

2 所掌

審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業、有線放送電話業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第一項に規定する業務の規律に関する調査審議

（施行期日）

第一条 この決定は、平成三十年八月二十四日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年三月三十一日までの間における第十條第一項第三号の規定の適用については、同号中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」とする。

〔新設〕

別記

電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。

1 委員等

会長の指名する委員及び専門委員

2 所掌

審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の規律に関する調査審議

3 専決事項

次の事項については、当部会の決議をもって審議会  
の決議とする。

一 電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事

〔削除〕

1 決議 次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号。以下「平成十年改正法」という。）附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条に規定する諮問事項

項

4 委員会

二 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

一 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。

二 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に  
関し必要な事項は、部会長が定める。

1 附則

電気通信事業部会は、平成三十六年三月三十一日までの間、審議会の所掌する事項のうち、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第八條第二項に規定する業務の規律に関する調査審議を所掌する。

2 決議

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

一 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号。以下「平成十年改正法」という。）附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条に規定する諮問事項

- 2|| 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書及び平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書の「軽微な事項」の認定
- 3|| 平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十五条第二項の「聴聞の主宰者」の推薦
- 4|| 国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十三条第二号に掲げる諮問事項
- 5|| 同条ただし書きの「軽微な事項」（同条第二号に掲げる諮問事項に関する事項に限る。）の認定

- 二|| 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書及び平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書の「軽微な事項」の認定
- 三|| 平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十五条第二項の「聴聞の主宰者」の推薦
- 四|| 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第十一条第二号に掲げる諮問事項
- 五|| 同条ただし書きの「軽微な事項」（同条第二号に掲げる諮問事項に関する事項に限る。）の認定